

諮問庁：内閣総理大臣

諮問日：平成27年11月10日（平成27年（行情）諮問第657号）

答申日：平成28年7月20日（平成28年度（行情）答申第203号）

事件名：特定日に開催された国家安全保障会議の議事録及び配布資料の一部開示
決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

次の3文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その全部を不開示とした決定について、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、不開示とすることが妥当である。

文書1 国家安全保障会議（四大臣会合）（平成27年1月9日）非公表資料

文書2 国家安全保障会議 議事の記録（四大臣会合）

文書3 国家安全保障会議 議事の記録（九大臣会合）

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく本件請求文書の開示請求に対し、平成27年5月7日付け閣安保第205号により内閣官房国家安全保障局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、本件対象文書の不開示決定の取消しを求める。

2 審査請求の理由

（1）審査請求書

主催者である国民には知る権利が憲法で保障されていると同時に「知る義務」がある。なぜなら情報無しで物事の判断は出来ず、主催者として政治、行政に対して判断をするという重要な責任を果たすことが出来ないからである。とりわけ国家安全保障に関する情報、例えば本件で開示請求した「中東問題」資料は、「イスラム国」に2人の日本人が殺害される事件直前の政府の対応情報であり、正に全ての国民の命に係る重要な情報である。

その上で、安全保障情報には機密情報は多く、部分的、場合によって全面的非開示は容認するが、開示の方法は、「国民の知る権利」を基本として、「具体的にどのように非開示を実施するか」の実施方法が国民の政府に対する信頼を築く上で重要である。国民が国家機密を容認する安全保障

政策における国民の信頼の重要性は言うまでもない。

本件のように、単なる「非開示決定通知」だけで、一切何も出てこなければ、国民は本当にその資料が存在するか否かを確認することさえできず、政府に強い疑念を抱くことになり、到底信頼を築くことはできない。

本件において、通常非開示の実施と同様に、非開示部分を黒塗りにするという方法で情報開示を実施するべきである。

(2) 意見書 1

ア 平成27年1月20日に、イスラム国の動画サイトに拘束された特定個人の映像画面が報道各社のテレビで報じられるまで、政府は平成26年8月16日に別の行方不明事案を認知し、同年12月19日には特定個人が拘束されたとの心証を持つに至っている。

イ 平成26年8月16日から特定個人の拘束の映像がイスラム国により配信される平成27年1月20日まで、国家安全保障会議において中東問題が議題に挙げられているのは同月9日に開催された会議のみであり、内閣総理大臣は同月17日にはエジプトのカイロで演説し、イスラム国と戦う周辺各国に総額で2億ドル程度の支援を約束する旨述べたが、イスラム国は同月20日に72時間以内の2億ドルの支払いを日本に求めるメッセージを動画サイトで配信した。

ウ 平成27年1月20日に特定個人の拘束の映像が配信されるまでの間、政府として特定個人の生命を守り救出するための対策を検討したと推測されるのは、同月9日の国家安全保障会議だけであり、国民がその内容を知るためには、同日の会議の記録及び配布資料を開示請求するしかない。

エ 特定個人の生命を守り救出するための対策を検討、議論することは政府として当然の責務であり、「我が国の安全保障上の関心事項」として推察される機密情報には当たらず、「情報収集能力等が推察される」や「国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ、又は交渉上不利益を被るおそれがある」に該当する情報が含まれる場合は部分不開示とする方法で開示すべきである。

オ 法1条には、「この法律は、国民主権の理念にのっとり、行政文書の開示を請求する権利につき定めること等により、行政機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって政府の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにするとともに、国民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。」とあり、この法の精神に則って本件情報を開示し、特定個人の命を守るため、救出するための「政府の活動」を国民に説明する責任を全うすべきである。目的の精神に則って本件情報を開示し、日本人2人の命を守り救出するための「政府の活動」を国民に説明する責任を全うすべきである。

(3) 意見書 2

ア 本件の一部開示決定について

(ア)「審議会等の整理合理化に関する基本計画」(抄)(平成11年4月27日閣議決定)の別紙3「審議会等の運営に関する指針」(抄)3.「議事」(4)「公開」②に「特段の理由により会議及び議事録を非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開するものとする。」とある。

(イ)文書2及び文書3の議事要旨、類似文書として文書1についても、上記(ア)で示した「閣議決定」に基づき、最初から開示決定されるべきものであったことは明らかである。

イ 「意見の陳述」申立て

(ア)「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」(平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ)には、「諮問するまでに遅くとも30日を超えないように」、「特段の事情がない限り、遅くとも90日を超えないように」とあるが、140日を超えても諮問されず、やむなく東京地裁に提訴した直後に諮問された。

(イ)本件一部開示に関する「閣議決定」、諮問に関する「申合せ」への対処については強い不信感を抱かざるを得ず、残る不開示部分についても不信感は強く残る。

(ウ)よって、情報公開・個人情報保護審査会設置法10条(意見の陳述)に基づき、裁判の準備書面(1)を添付し、意見の陳述を申し立てる。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 理由説明書

(1) 本件審査請求の趣旨について

本件は、審査請求人が行った「平成27年1月9日開催の国家安全保障会議の議事録及び配布資料」との行政文書開示請求に対して、処分庁において、法9条1項に基づき、原処分を行ったところ、本件審査請求が提起されたものである。

(2) 国家安全保障会議について

本件開示請求に係る「国家安全保障会議」とは、我が国の安全保障に関する重要事項を審議する機関として、内閣に設置しているものである。

当該会議は、平成27年1月9日にいわゆる四大臣会合及び九大臣会合が開催され、四大臣会合で中東情勢について、九大臣会合で第1次補正予算について審議されたところである。

(3) 原処分の妥当性について

ア 文書1は、国家安全保障会議において非公表とした文書であり、開示された場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機

関との信頼関係が損なわれるおそれ又は交渉上不利益を被るおそれがある。

以上のことから、法5条3号に定める不開示情報に該当することから、不開示としたことは妥当である。

イ 文書2は、国家安全保障会議の議事の記録が記載された文書であり、開示された場合、我が国の安全保障上の関心事項、情報収集能力等が推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は交渉上不利益を被るおそれがある。

以上のことから、法5条3号に定める不開示情報に該当するため、不開示としたことは妥当である。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分における審査請求の理由として、不開示決定した文書について「単なる『非開示決定通知』だけで、一切何も出てこなければ、国民は本当にその資料が存在するか否かを確認することさえできず、政府に強い疑念を抱くことになり、到底信頼を築くことはできない」とし、「非開示部分を黒塗りにするという方法で情報開示を実施するべきである」旨主張している。

しかしながら、不開示決定した文書は、会議の審議内容等を記載しており、その一部を開示した場合、その分量（枚数等）も明らかとなり、係る議題等に対しどの程度の議論がなされているかが推察され、また、それにより我が国の安全保障上の関心事項及び情報収集能力等も推察されることとなるため、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は交渉上不利益を被るおそれがあると認められるところである。

(5) 結語

以上のとおり、本件対象文書につき、法5条3号に該当するとして不開示とした決定は妥当であり、原処分は維持されるべきである。

2 補充理由説明書

(1) 本件対象文書は、下記に掲げる3文書である。原処分で不開示とした「国家安全保障会議 議事の記録」については、改めて2文書として特定した。

文書1 国家安全保障会議（四大臣会合）（平成27年1月9日）非公表資料

文書2 国家安全保障会議 議事の記録（四大臣会合）

文書3 国家安全保障会議 議事の記録（九大臣会合）

(2) 新たに開示した部分について

本件不開示部分について、改めて精査した結果、文書1の1枚目（表題、

資料名，日付，資料番号，回収の要否）並びに文書 2 及び文書 3 のそれぞれの 1 枚目（表題，項目，日時，場所，出席者）の不開示部分については，開示可能な情報と認められることから，平成 28 年 3 月 30 日付け閣安保第 254 号及び同年 6 月 10 日付け閣安保第 364 号により，開示する決定（以下，併せて「追加決定」という。）をした。

第 4 調査審議の経過

当審査会は，本件諮問事件について，以下のとおり，調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------------|------------------------------------|
| ① | 平成 27 年 11 月 10 日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月 24 日 | 審議 |
| ④ | 同年 12 月 16 日 | 審査請求人から意見書を收受 |
| ⑤ | 平成 28 年 5 月 9 日 | 委員の交代に伴う所要の手續の実施，
本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑥ | 同年 6 月 14 日 | 諮問庁から補充理由説明書を收受 |
| ⑦ | 同月 28 日 | 審査請求人から追加意見書を收受 |
| ⑧ | 同年 7 月 15 日 | 審議 |

第 5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は，平成 27 年 1 月 9 日に開催された国家安全保障会議の四大臣会合の非公表資料並びに四大臣会合及び九大臣会合の議事の記録である。

処分庁は，本件審査請求後に，本件対象文書の一部を開示する追加決定を行ったが，その余の部分については法 5 条 3 号に該当し，なお不開示とすべきとしていることから，以下，本件対象文書の見分結果に基づき，諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示情報該当性について

本件対象文書のうち，文書 1 は我が国の対中東戦略についてとりまとめた資料であり，文書 2 は中東情勢について，文書 3 は平成 26 年度における防衛力整備内容のうちの主要な事項（第 1 次補正予算）等について，それぞれ国家安全保障会議で議論した内容等が記載されている。

本件対象文書は，その枚数を含め，これを公にすることにより，我が国の安全保障に関する情報関心，情報収集能力等が推察され，国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので，法 5 条 3 号に該当し，不開示とすることが妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は，当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その全部を法5条3号に該当するとして不開示とした決定については、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分は、同号に該当すると認められるので、不開示とすることが妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 池田綾子, 委員 中川丈久